

利用規約

第1条 名称

名称:lot pilates studio

(以下、本スタジオといたします)

第2条 運営

本スタジオの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・スタジオ諸費用、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は当スタジオ代表（佐々木麻耶）が行います。

第3条 目的

本スタジオは、入会されたメンバーが本スタジオ内の施設を利用して心身の健康の維持・増進を図り、品位あるスタジオライフを送ることを目的とします。

第4条 入会資格

1. 本スタジオに入会できる方は、13歳以上（WEBを利用して入会手続きやクラス予約ができる方。20歳未満については保護者の管理の下）で本スタジオの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。（以下「メンバー」といいます）
2. 刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、その他本スタジオが不相当と認める方は入会をお断りします。また、これらの事象が判明した時点で退会していただきます。この場合、会員に損害が生じた場合でも当校は一切の責任を負わないものとします。
3. 本スタジオに入会する方は、店頭もしくはWEBサイトにおいて入会手続き及び会員規約への同意を行わなければなりません。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。

第5条 メンバーの種類

本スタジオのメンバー種類は以下の通りです。

月謝会員、チケット会員、非会員

第6条 入会手続き

本スタジオに入会する方は所定の入会手続きを行い、本スタジオの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。なお、入会する本人が未成年の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。

第7条 入会金

メンバーは、本スタジオの定める入会金を、所定の方法で本スタジオに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第8条 資格停止及び除名

本スタジオは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本スタジオの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。（除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。）
2. 本スタジオの施設を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他本スタジオが定める規則に違反したとき。
4. 本スタジオの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
5. メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。
6. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
7. その他本スタジオが社会通念に照らし、メンバーとしてふさわしくないと認めたとき。

第9条 メンバー資格の喪失

メンバーは、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。

第10条 メンバー資格の譲渡禁止

メンバーは、メンバー資格を他に譲渡することはできません。但し、同一世帯の家族間でのチケットの共有は可とします。

第11条 キャンセルについて

マンツーマンプライベート、およびペアレッスンでのキャンセル期限は、レッスン開始24時間前迄です。事前にウェブ上・LINEでのキャンセルをお願い致します。

所定の時間前を過ぎてしまった場合、やむを得ない事情(事故、電車の遅延など)でない限り消化扱いとなり、振替対応はできません。やむを得ない場合のキャンセル時の振替はキャンセルした日から1ヶ月以内にWeb上から予約を取り直してください。1ヶ月を過ぎた場合は消化扱いとなります。

1度購入頂いたチケットの払戻しはできません。購入チケット枚数に設定された利用期限内にご利用ください。期限を過ぎてしまったチケットは消化となります。

第12条 会費等の支払・自動更新・クレジットカード自動引き落とし

1. メンバーは、予約サイトに記載のとおり本スタジオの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本スタジオが定めるものとします。
2. 月会員は本スタジオが定める所定の方法で月会費を支払い、下で定めるやりとりがない場合自動更新とします。
3. クレジットでの振替は毎月1日（引き落とし日は各カード会社によって異なる）となります。

第13条 メンバー種類の変更

メンバーは、毎月15日までに本スタジオにその旨の意思表示をした場合、翌月からメンバー種類を変更することができます。15日を過ぎた場合は次回更新月扱いになります。

第14条 休業

本スタジオは、不定期での営業となります。また、諸施設の補修、会場整備、その他本スタジオの都合により休業することがあります。なお、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

第15条 施設の廃止

本スタジオは、次の事由の一つに該当する場合本スタジオの一部または全部を閉鎖することができます。またこの場合、法令の定めがある場合を除きメンバーに対する補償はいたしません。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本スタジオの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他やむを得ない事由が発生したとき。

第16条 メンバーの利用及び事故、損害賠償責任

1. メンバーは、自己の責任と危険負担において、他のメンバーと協調して、本スタジオの施設を利用するものとします。
2. 本スタジオは、メンバーが本スタジオの施設利用中、利用後に生じた怪我・事故等において本スタジオの責に帰すべき事由が無い限り責任は負いません。
3. 本スタジオは、メンバーが本スタジオの施設利用中に生じた盗難・事故やメンバー同士のスタジオ内外でのトラブルにおいて本スタジオの責に帰すべき事由が無い限り責任は負いません。貴重品・携行品・シューズ等の保管には十分ご注意ください。
4. メンバーは、本スタジオにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。レッスン範囲外でお客様の行動による備品（ピラティスマシン含む）の破損等の事故が起きた場合、修理にかかる費用（修理費・送料等）は全額負担していただきます。
5. メンバーが本スタジオ内において自己の責に帰すべき事由により、会社または第三者に損害を与えた場合は、メンバーはその賠償の責に任ずるものとします。

第17条 禁止事項

メンバーは、次の各号に定める行為を禁止します。

1. 本スタジオにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行うこと。
2. 本スタジオの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行うこと。
3. 酒気を帯びて本スタジオを利用すること。
4. 本スタジオ内で物品の販売やそれに類する営業行為、金銭の貸借、勧誘行為をおこなうこと。
5. スタジオ内での喫煙

第18条 本スタジオの利用システム

メンバーは、レッスンを受講する場合、あらかじめ本スタジオの予約システムを用いて予約をしなければならないものとします。

第19条 忘れ物の取扱い

本スタジオにおける忘れ物について、メンバーは一定期間経過後に一切の権利を放棄したものとし、本スタジオにて処分することに異議を述べないものとします。ただし、腐敗等安全衛生上の問題を生じるおそれがある場合、本スタジオは期間の経過前であっても処分を行うことができるものとします。

第20条 諸費用の改定

本スタジオは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本スタジオは改定日の1ヶ月以上前までに当スタジオ内の掲示、ホームページにてメンバーに告知するものとします。

第21条 細則

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本スタジオが定めるものとします。

第22条 改定

本規約の改定及び変更は本スタジオにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。なお、本スタジオが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を当スタジオ内の掲示、ホームページにてメンバーに告知するものとします。